

○島根県警察における文書の審査に関する訓令

(令和3年1月7日島根県警察訓令第2号)

文書の審査に関する訓令（平成13年島根県警察訓令第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、島根県警察本部（以下「本部」という。）において起案する島根県条例、島根県公安委員会規則、島根県公安委員会規程等の制定、改正等の起案文書の審査（以下「審査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（文書審査総括責任者）

第2条 本部に文書審査総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 文書審査総括責任者は、本部における審査に関する事務を総括する。

（文書審査責任者）

第3条 本部に文書審査責任者を置き、警務部総務課長をもって充てる。

2 文書審査責任者は、文書審査総括責任者の命を受け、本部における審査に関する事務を処理する。

（審査の方法）

第4条 次に掲げるものに係る起案文書は、審査を受けなければならない。

(1) 島根県条例

(2) 島根県公安委員会規則

(3) 島根県公安委員会規程

(4) 島根県公安委員会告示及び島根県警察本部告示

(5) 島根県警察訓令

(6) 島根県警察本部長例規通達

(7) 前各号に掲げるもののほか、警察本部長が必要と認めるもの

2 前項の起案文書は、主管部長（所属長の専決に係るものは所属長）の承認（当該部長又は所属長の専決に係るものは決裁）及び必要な合議を経た後、文書審査責任者に提出し文書審査総括責任者の審査を受けるものとする。この場合において、起案文書には、審査の参考となる資料を添付すること。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第3号から第7号までに掲げるものの起案文書であって、当該起案文書の内容が軽易なものは、文書審査責任者の審査とする。

（留意事項）

第5条 文書審査総括責任者及び文書審査責任者は、審査に当たっては、次の事項について留意しなければならない。

(1) 根拠法令又は関係法令との関係は適切か。

(2) 国及び県の方針に合致しているか。

(3) 内容は、事務の合理化の目的に合致しているか。

(4) 予算を必要とするものは、措置されているか。

(5) 文書の書式等が、島根県警察における公文書の管理に関する訓令（平成13年島

根県警察訓令第34号)の規定に合致しているか。

- (6) 用字、用語、文体等は正しいか。
- (7) 既存の規程と重複し、競合し、又は矛盾している点はないか。
- (8) 経過措置を必要とするものではないか。
- (9) 関連する他の規程の改正を要するものではないか。

(企画推進会議における審議)

第6条 次に掲げるものについては、その内容について島根県警察本部の処務に関する訓令(平成11年島根県警察訓令第3号)第13条第1項の規定による企画推進会議において審議を経た後、審査を受けるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号及び第2号に掲げるもの(改正の内容が軽易なものを除く。)
- (2) 第4条第1項第3号から第7号までに掲げるもののうち、その内容が警察運営の重要施策に関するもの

2 主管所属長は、前項の審議を受けるに当たっては、関係資料その他の文書を、必要に応じ、あらかじめ配布しておくものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、急施を要するものについては、持ち回りによる審議とし、又は警察本部長の承認を得て審議を省略することができるものとする。

(庶務)

第7条 審査に関する庶務は、警務部総務課において行う。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。